

知的財産管理技能検定1級〔特許専門業務〕過去問題・解答解説について

民法の一部を改正する法律に基づき、一部の解説内容について、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

民法の一部を改正する法律	
公 布	平成 29(2017)年 6 月 2 日 (平成 29 年法律 第 44 号)
施行日	令和 2(2020)年 4 月 1 日
参 考	法務省ホームページ 民法の一部を改正する法律の概要 URL : https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html
対象回 (実施年)	第28回(2017年)・第29回(2018年) 第31回(2018年)・第32回(2019年) 第34回(2019年)・第36回(2020年) 第37回(2020年)・第38回(2021年)

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

■法改正による変更・追記

該当箇所	内容
<p>第 28 回 学科試験 問 21 選択肢ア 解説追記</p>	<p>2020 年の民法改正により、民法 570 条の瑕疵担保責任という考えが廃止され、現行の法律では、「瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求」が存在しないため、この問題の内容自体が成立しえない。 ただし、法改正後の契約不適合は、従来の瑕疵の概念を承継するものと考えられるため、本問のような状況に陥った場合は、契約不適合に基づく損害賠償請求（民法 415 条）ができる場合はあり得ると思われる。</p>
<p>第 28 回 学科試験 問 23 選択肢ウ 解説追記 解答変更</p>	<p>2020 年の民法改正により、民法 420 条 1 項の「損害賠償予定額が裁判所で増減できない」とする旨の規定が削除されたため、現行の法律では、裁判所で損害賠償予定額を上回る損害賠償額を認めることも可能となりました。 したがって、現行の法律では、解答は「適切」ではなく「不適切」となります。</p>
<p>第 34 回 学科試験 問 29 選択肢イ 解説追記</p>	<p>2020 年の民法改正により、民法 404 条の法定利率は年 5 分（5%）から年 3%に引き下げられました。</p>